

介護保険 住宅改修費の支給について

◆支給対象となる住宅改修の種類

1. 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移動動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、2段式、縦付け、横付け等適切なもの。

貸与の対象となる工事を伴わない「手すり」は除かれます。

2. 段差の解消

居間、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。

ただし、貸与の対象となる「スロープ」または、購入費の支給対象となる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。

4. 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への取替えにあわせて自動ドアとした場合には、自動ドアの動力部分の費用相当額は保険支給の対象となりません。

5. 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え。

ただし、購入費の支給対象となる「腰掛け便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便器、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化、簡易水洗化の部分は保険支給の対象となりません。

6. その他、1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ次のものが考えられます。

(1) 手すりの取り付けに伴う壁の下地補強

(2) 床又は、通路面の材料の変更（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水工事

- (3) スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- (4) 床材の変更に伴う下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- (5) 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- (6) 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）
- (7) 便器の取替えに伴う床材の変更

◆支給内容等についての留意事項

1. 新築または増築の場合

新築の場合：住宅改修費の支給の対象となりません。

増築の場合：新たに居室を設ける場合は支給の対象となりませんが、例えば廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器に取り替えた場合等はそれぞれ「手すりの取り付け」「洋式便所等への便器の取り替え」に要した費用のみ対象となります。

2. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われているため、被保険者ごとに住宅改修の支給申請を行うことができます。

ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。

つまり、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに個々を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取り替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。

また、各自専用の居室の改修を行った場合は、各自が支給申請を行うことができますが、共用の居室については改修を行った場合はいずれか一方のみの支給申請となります。

3. 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合には材料費が支給対象となります。

この場合の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は材料の販売者が発行したものとし、添付する工事費内訳書は、使用した材料の内訳を記載したものを本人または家族が作成します。

4. 手すり等の取り付けについて

手すり、スロープ、玄関の上り框に設置する式台などは、住宅改修の支給対象とするためには「固定」することが条件となります。

固定しないスロープと手すりについては、福祉用具貸与の対象となる場合があります。（注意：便器又はポータブルトイレを囲んで使用する手すりについて、メーカーが固定を前提としているものについては貸与の品目となります。ただし、一部商品については住宅改修の対象となる手すりの素材として認める場合があります。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。）

また、別階層への動線工事については、その階層を生活で使用する理由を理由書に明記してください。

5. 浴室の段差解消等について

浴室の段差解消・床材変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行う場合は、基本的に支給対象となりません。しかし、ユニットバス内の手すりや、扉など按分することが可能であれば、その部分が支給対象となります。

6. その他、住宅改修が支給されない場合

- (1) 要介護認定の申請前に工事を着工した場合
- (2) 事前審査を経ずに住宅改修を行った場合
- (3) 支給対象外の改修を行った場合
- (4) 要介護認定申請後に工事を行い、認定申請の結果、非該当となった場合
- (5) 改修した住宅が被保険者の住民登録の住所と異なる場合
- (6) 入院または入所中（退院、退所の予定がない）に工事を着工した場合
- (7) 必要な書類が提出されない場合
- (8) 申請内容が不明な場合（事前申請に添付された書類と実際に施工した内容が合致していなければ、申請は認められません。）
- (9) 申請書及び添付資料に虚偽の記載をした場合
- (10) 介護保険料を滞納している場合
- (11) その他、当該住宅改修が必要であると認められない場合

◆添付書類等についての留意事項…記載例を確認ください

1. 工事見積書について

- (1) 工事見積書には、実際に施工する内容全てを記載します。支給の対象にならないものも含めて記載して差し支えありません。その場合、介護保険制度の住宅改修費の支給対象となる工事の項目とそれ以外の工事の項目とを切り分け、それぞれの小計を算出し、両者の合計が改修費用の総額となるようにしてください。
- (2) 介護保険住宅改修費の支給対象となる工事の項目は、解体・撤去・処分費用、材料代、取付工賃及びそれらに係る諸経費・消費税です。
諸経費については、給付対象工事費の1割まで認めます。合理的な理由なく1割を超える場合は、金額修正の検討を依頼することとなります。また、給付対象工事分と対象外工事分を分けて計上してください。（写真の現像代等は支給対象には含まれません。）
- (3) 各項目は、改修を行う場所ごとにできるだけ詳細に記載してください。
材料費については、メーカー名、素材、サイズ、型式、数量（面積）及び単価、定価を必ず記載してください。
- (4) 取付工賃等の施工費は一括計上せず（「材一式」としない）、できるだけ必要な工事箇所及び工事項目ごとの工賃の算出根拠を明確に記載してください。
- (5) 見積書及び内訳書には、施工事業所の社印または代表者印を必ず押印してください。

2. 工事費内訳書について

- (1) 工事が完了した後に支給申請書に添付していただく書類です。実際に施工した内容に基づい

て作成してください。（記載方法は工事費見積書と同様です。）

- (2) 領収証の金額と工事費内訳書の総合計が同じになるようにしてください。（値引き等の金額も内訳書に記載してください。）

3. 住宅改修箇所を示す平面図について

- (1) 手すり等、取付場所が多くなる場合は、改修前の写真と平面図に番号等を振って、わかりやすいよう作成してください。
- (2) 住宅全体の平面図の作成が難しい場合には、被保険者の居室、改修箇所、玄関とそれらを結ぶ扉などを記載し、被保険者の生活動線および改修箇所、外部への出入口との位置関係がわかるように作成して下さい。

4. 改修前（改修後）の状態が確認できる写真について

- (1) 必ず撮影日を入れてください。（日付機能がないカメラで撮影する場合、黒板等に日付を記載して一緒に撮影してください。）
- (2) 段差解消の場合は、現状の段差がわかるよう、スケール入りで撮影してください。（床から目盛り全体が確認できるようお願いします。）
- (3) 手すりを取り付ける位置には養生テープなどを貼り、おおまかな取付位置がわかる状態で撮影してください。
- (4) 改修後の状態がわかりやすいよう、改修後の写真は改修前と同じ方向から撮影してください。
- (5) 段差解消のために上がり框等に式台設置を行う場合は、式台等を固定している箇所がわかるよう撮影してください。
- (6) 手すりの取付け等に必要な下地補強を壁板や壁紙を外して行う場合は、その施工中（壁板や壁紙を外した状態）の写真も写してください。

5. 領収証の記載内容

- (1) 宛名（利用者本人）
- (2) 金額
- (3) 領収日
- (4) 但し書き
- (5) 社印または代表者印の押印

※印紙税法に違反のないようご注意ください。

6. その他

書類等の不備は、審査を遅延させることとなりますので、できるだけ不備のないようお願いいたします。

また、審査の過程において、書類等について、修正・差替えをお願いする場合がありますのでご了承ください。

その他、具体的な支給対象となる工事の種類等につきましては、介護保険課までお問い合わせください。

※事前申請で承認を受けた工事内容を変更する場合は、介護保険課までご連絡ください。